

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年2月16日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第5号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年新潟県条例第39号）の施行期日は、令和6年3月1日とする。